

岩手県木造住宅耐震相談支援事業実施要領

第1章 総則

(事業の目的)

第1 本事業は、知事が、耐震診断相談会その他耐震化の普及啓発を目的とした活動や耐震診断を受けた住宅の所有者の相談に対応するために相談員を派遣し、耐震改修を実施するための適切な情報を提供することで、耐震改修の促進を図ることを目的とする。

(相談員の登録)

第2 知事は、岩手県木造住宅耐震診断士、かつ、いわて木造住宅耐震改修事業者に所属する者(講習受講登録者)のうち、相談員として登録することを承諾した者を登録する。

第2章 相談会等

(対象者)

第3 知事は、市町村長の求めに応じて、市町村が実施する木造住宅の耐震相談会その他耐震化の普及啓発を目的とした活動(以下「相談会等」という。)に相談員を派遣する。

(相談員の業務)

第4 相談会等に派遣された相談員は、次の業務を行う。

- (1) 耐震診断及び耐震改修工事に関する相談業務
- (2) 補助制度や優遇税制等の情報の提供
- (3) その他耐震の普及啓発を目的とした活動に関する業務

(相談対応の時間)

第5 相談会での相談対応は、3時間程度を標準とする。

(派遣手数料)

第6 知事は、予算の範囲内において、相談員が所属する事業者(以下「事業者」という。)に対して、相談会等に相談員を派遣した場合は1回1名当たり派遣手数料13,200円を支給する。

(相談員の派遣に係る準備行為)

第7 市町村長は、相談会等へ相談員の派遣を求める場合は、あらかじめ知事が送付する相談員の一覧から最大で2名選定し、当該相談員の意向を確認したうえで、知事に対して木造住宅耐震相談支援事業相談員派遣申請書(相談会等)(様式第1号)を提出する。

2 知事は、前項の相談会相談員派遣申請書を受理した場合は、事業者に対して、木造住宅耐震相談支援事業相談員派遣要請書(相談会等)(様式第2号)により相談員の派遣を要請する。

3 知事は、前項により相談員の派遣を要請した場合は、市町村長に対し、木造住宅耐震相談支援事業相談員派遣通知書(様式第5号)により通知する。

4 市町村長は、相談員の要請に応じて、業務に必要な資料のうち、提供可能な資料について相談員に提供するものとする。

第3章 個別相談

(対象者)

第8 知事は、市町村長の求めに応じて、市町村が実施する耐震診断士派遣事業により「大地震で倒壊の可能性がある」又は「大地震で倒壊する可能性が高い」とされた住宅の所有者の相談を受ける（以下、「個別相談」という。）ため、耐震診断を受けた住宅1件につき1回に限り、相談員を派遣する。

(相談員の業務)

第9 個別相談に派遣された相談員は、次の業務を行う。

- (1) 本事業の趣旨の説明
- (2) 耐震診断結果の詳細な説明
- (3) 必要な耐震改修工事の概要の説明（改修箇所、改修内容等を示した簡易な図面の作成）
- (4) 耐震改修工事の概算費用の説明
- (5) 相談内容の記録及び相談者への提供
- (6) その他耐震診断及び耐震改修工事に関する相談業務

(相談対応の時間)

第10 個別相談の相談対応は、1時間30分程度を標準とする。

(派遣手数料)

第11 知事は、事業者に対して、個別相談に相談員を派遣した場合は1回当たり派遣手数料13,200円を支給する。

(相談員の派遣に係る準備行為)

第12 市町村長は、住民から相談員の派遣について申出があった場合は、あらかじめ知事が送付する相談員の一覧から1名選定し、当該相談員の意向を確認したうえで、知事に対して木造住宅耐震相談支援事業相談員派遣申請書（個別相談）（様式第3号）を提出する。

2 知事は、前項の相談員派遣申請書を受理した場合は、事業者に対して、木造住宅耐震相談支援事業相談員派遣要請書（個別相談）（様式第4号）により相談員の派遣を要請する。

3 知事は、前項により相談員の派遣を要請した場合は、市町村長に対し、木造住宅耐震相談支援事業相談員派遣通知書（様式第5号）により通知する。

4 市町村長は、前項の木造住宅耐震相談支援事業相談員派遣通知書を受理した場合は、訪問日時等について住民及び相談員と調整を行う。

5 市町村長は、相談員の要請に応じて、業務に必要な資料のうち、提供可能な資料について相談員に提供するものとする。

第4章 業務報告等

(業務の報告)

- 第13 事業者は、業務が完了した場合は、速やかに、知事に木造住宅耐震相談支援事業実施報告書（様式第6号）により報告を行う。
- 2 前項の報告は、相談員の派遣を申請した市町村長を経由して行う。
- 3 知事は、第1項の報告書を受理した場合は、内容を審査し、適正に業務を完了したことを確認した場合は、事業者に対して、木造住宅耐震相談支援事業完了確認通知書（様式第7号）により通知する。

(派遣手数料の支給)

- 第14 事業者は、第13第3項により木造住宅耐震相談支援事業完了確認通知書を受理した場合は、木造住宅耐震相談支援事業派遣手数料請求書（様式第8号）を知事に提出する。
- 2 知事は、前項の木造住宅耐震相談支援事業派遣手数料請求書を受理した場合は、事業者に対して派遣手数料を支給する。

(その他)

- 第15 この要領に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成21年5月13日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、効力を失う前の木造住宅耐震相談支援事業実施要領第13第3項の規定により業務の完了を確認した場合における事業者に対する派遣手数料の支給については、この要領の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要領は、平成23年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月14日から施行し平成23年度に行われる事業から適用する。

附 則

この要領は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 6 日から施行し、平成 29 年度に行われる事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 19 日から施行し、令和 3 年度に行われる事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 10 月 1 日から施行し、令和 3 年度に行われる事業から適用する。

様式一覧

<相談会等>

区分	内容	図書の形式
1. 派遣申請書	木造住宅耐震相談支援事業相談員派遣申請書 (相談会等)	様式第 1 号
2. 派遣要請書	木造住宅耐震相談支援事業相談員派遣要請書 (相談会等)	様式第 2 号
3. 派遣通知書	木造住宅耐震相談支援事業相談員派遣通知書	様式第 5 号
4. 実施報告書	岩手県木造住宅耐震相談支援事業実施報告書	様式第 6 号
	耐震対策相談会等メモ	様式第 6 号 別紙 1
5. 完了確認通知書	木造住宅耐震相談支援事業完了確認通知書	様式第 7 号
6. 手数料請求書	木造住宅耐震相談支援事業派遣手数料申請書	様式第 8 号

<個別相談>

区分	内容	図書の形式
1. 派遣申請書	木造住宅耐震相談支援事業相談員派遣申請書 (個別相談)	様式第 3 号
2. 派遣要請書	木造住宅耐震相談支援事業相談員派遣要請書 (個別相談)	様式第 4 号
3. 派遣通知書	木造住宅耐震相談支援事業相談員派遣通知書	様式第 5 号
4. 実施報告書	岩手県木造住宅耐震相談支援事業実施報告書	様式第 6 号
	相談業務詳細報告書	様式第 6 号 別紙 2
	木造住宅耐震相談メモ	様式第 6 号 別紙 3
5. 完了確認通知書	木造住宅耐震相談支援事業完了確認通知書	様式第 7 号
6. 手数料請求書	木造住宅耐震相談支援事業派遣手数料申請書	様式第 8 号